

## 重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

### 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

－成年後見制度の利用促進に向けた国と本市の動き－

○平成12年4月 成年後見制度施行（民法改正）

＜先導的・重点的に取り組むこと＞  
権利擁護の中核的なセンターの設置をめざす。

○平成21年3月 第2次地域福祉計画・第4次社協計画（新・堺あったかぬくもりプラン）

○平成25年4月 堺市権利擁護サポートセンター 開所

↳「堺市権利擁護サポートセンター運営委員会」設置

○平成26年3月 第3次地域福祉計画・第5次社協計画（堺あったかぬくもりプラン3）

市町村には、市町村計画の策定、中核機関の設置、地域連携ネットワークの整備に向けた取組が求められる。

○平成28年5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 施行

○平成29年3月 同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（H29～R3年度）閣議決定

○令和 2年3月 第4次地域福祉計画・第6次社協計画（堺あったかぬくもりプラン4）

➡成年後見制度利用促進計画を包含して策定

➡堺市権利擁護サポートセンターを権利擁護支援の『中核機関』として位置付け

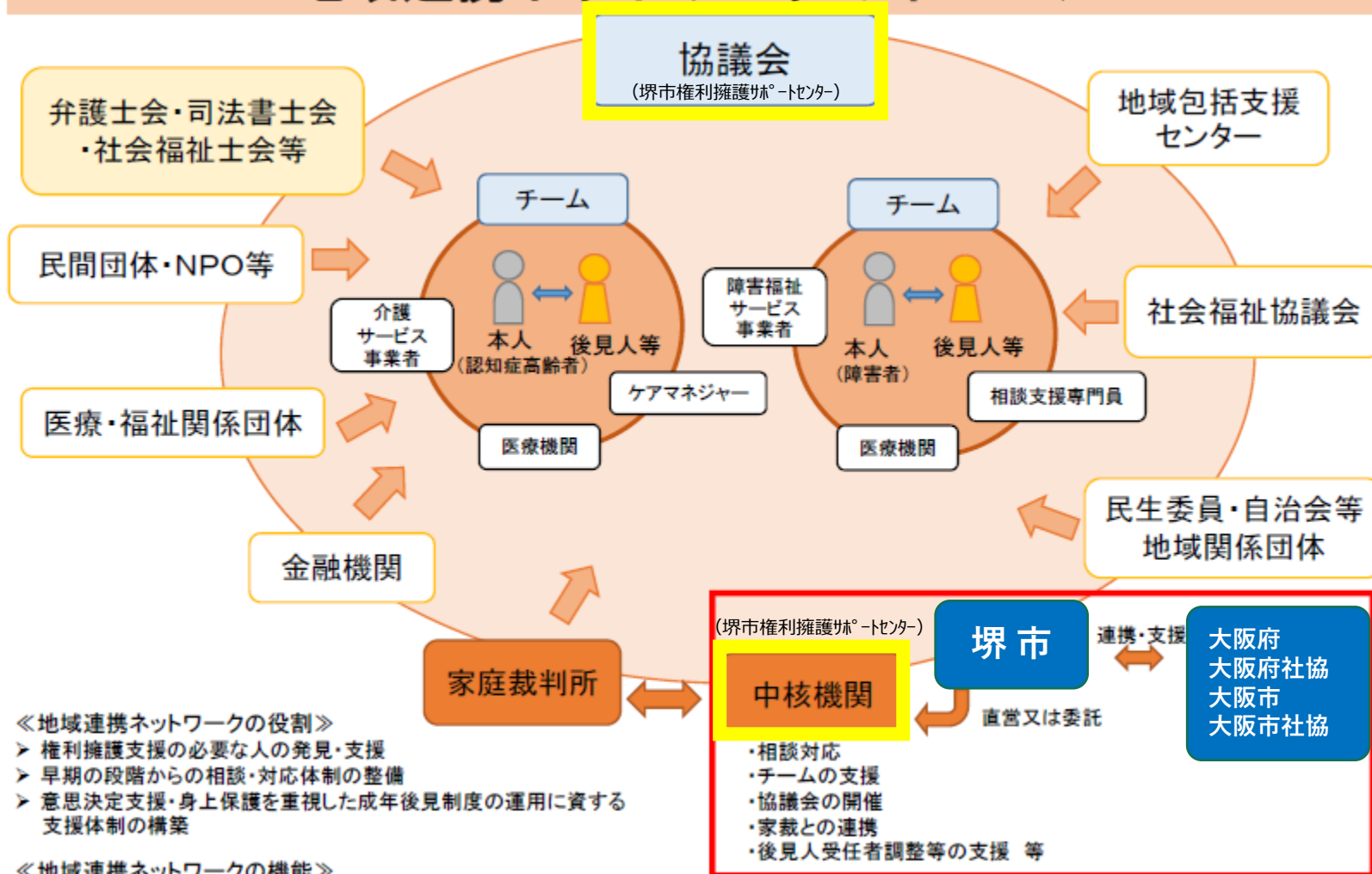
…【取組1）②】

↳「地域連携ネットワーク協議会」立ち上げ …【取組1）①、取組2）②、取組3）④】

市町村には、地域連携ネットワークの機能強化への主体的な関わりや、市町村長申立てや担い手の育成・活躍支援等の役割が求められる。

○令和 4年3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4～R8年度）閣議決定

## 地域連携ネットワークのイメージ



## 重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

—運営委員会・協議会の実施状況— 【取組1)①②、取組2)②、取組3)④】

### ◎堺市権利擁護サポートセンター運営委員会 H25～（年2回開催）

- 所掌事項：センターの事業計画及び事業報告、センターの運営及び評価、センターの役割及び機能に関すること
- 構成委員：学識経験者、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪福祉士会、高齢者・障害者・地域福祉支援機関、成年後見活動機関、関係行政機関

### ◎堺市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会 R2～（年2回開催）

- 所掌事項：権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応支援の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- 参加者：市及び権利擁護サポートセンターの参加を基本とし、必要に応じて次の者の参加を求めることとする。（保健・医療・福祉関係者・機関、司法関係者・機関、学識経験者 等）



令和4年度にそれぞれの役割を明確化し、設置要綱等を改正

令和4年度第1回協議会（R4.6.3）において、関係団体が抱えている権利擁護に関する課題や市全体における権利擁護支援に関する課題を提起、検討

➡課題について具体的に検討するためのワーキングチームを立ち上げ、令和4年12月から稼働

## 重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

ーワーキングチーム実施状況ー 【取組1)③】

### テーマ ▶ 支援拒否・介入拒否、支援に繋がっていない事案へのアプローチについて

(参考) 協議会参加機関から権利擁護に関する課題として提出された事例

- ・劣悪な生活環境で生活しており、状況によっては生命に危険があるが、本人は問題とっておらず、行政や包括支援センターなど地域の支援を拒否している。
- ・障害のある本人が日中に触法行為を繰り返すため、日中活動系サービスの利用が必要だが、本人のこだわりが強く、利用を拒否している。一度見学に行った事業所については、契約しないまま本人が勝手に毎日通所し始めたことで、最終的に事業所側から利用を断られてしまった。
- ・独居の高齢者が親族は遠方で疎遠、地域からも孤立していて、普段の生活状況は不明。認知症が疑われるが、非通院。包括支援センターからデイサービス利用を勧めているが、本人の気持ちが揺らぐため利用に至っていない。日常的に本人の生活状況を見守る体制作りが課題

### 目標 ▶

- ・～令和5年度：支援に繋がっていない人への支援ガイドライン（仮称）の策定
- ・令和6年度～：市内の支援機関への研修等を通じた周知

○メンバー構成：学識者、大阪弁護士会、大阪社会福祉士会、高齢者支援機関、障害者支援機関、地域福祉支援機関、行政機関

○実施状況：令和4年12月～令和5年11月 6回開催（継続中）

## 重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

### －権利擁護サポートセンターによる相談支援－ 【取組3)②】

・分野別新規相談件数

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
新規相談件数		197	200	260	294	307	308	329	377	269	329
(内訳)	高 齢	152	140	199	220	214	225	232	272	174	194
	障 害	45	55	53	62	84	78	88	98	90	118
	その他	0	5	8	12	9	5	9	7	5	17

(参考) 令和4年度における新規相談の状況

行政区別	件数	行政区別	件数	相談経路	件数	相談経路	件数
堺区	56件	南区	47件	本人	15件	障害者基幹相談支援C	15件
中区	55件	北区	30件	親族	58件	障害事業所	23件
東区	22件	美原区	13件	行政	43件	医療機関	19件
西区	73件	その他	33件	社協	30件	地域住民	4件
		合計	329件	基幹型包括支援C	49件	関係機関等	8件
				地域包括支援C	41件	後見人等・その他	2件
				高齢事業所	22件	合計	329件

## 重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

ー権利擁護サポートセンターによる市民後見人の養成とサポートー

【取組3)③】

※R5については、10月末時点での速報値

市民後見人養成（年度）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※
受講者（基礎講習）	56	31	21	16	15	13	5	23	23	13	9
市民後見人バンク登録者 （各年度末時点）	-	30	42	56	57	64	71	59	68	85	83
選任確定件数	-	2	3	4	10	9	6	1	7	6	2

市民後見人に対する支援（年度）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※
専門相談件数	-	10	18	24	53	68	74	49	34	44	23

### ◎大阪府社協・大阪市社協・堺市社協、各行政担当者による事務局会議（平成25年度から隔月開催）

・市民後見人の養成や支援に当たっての取組や課題について情報交換・共有



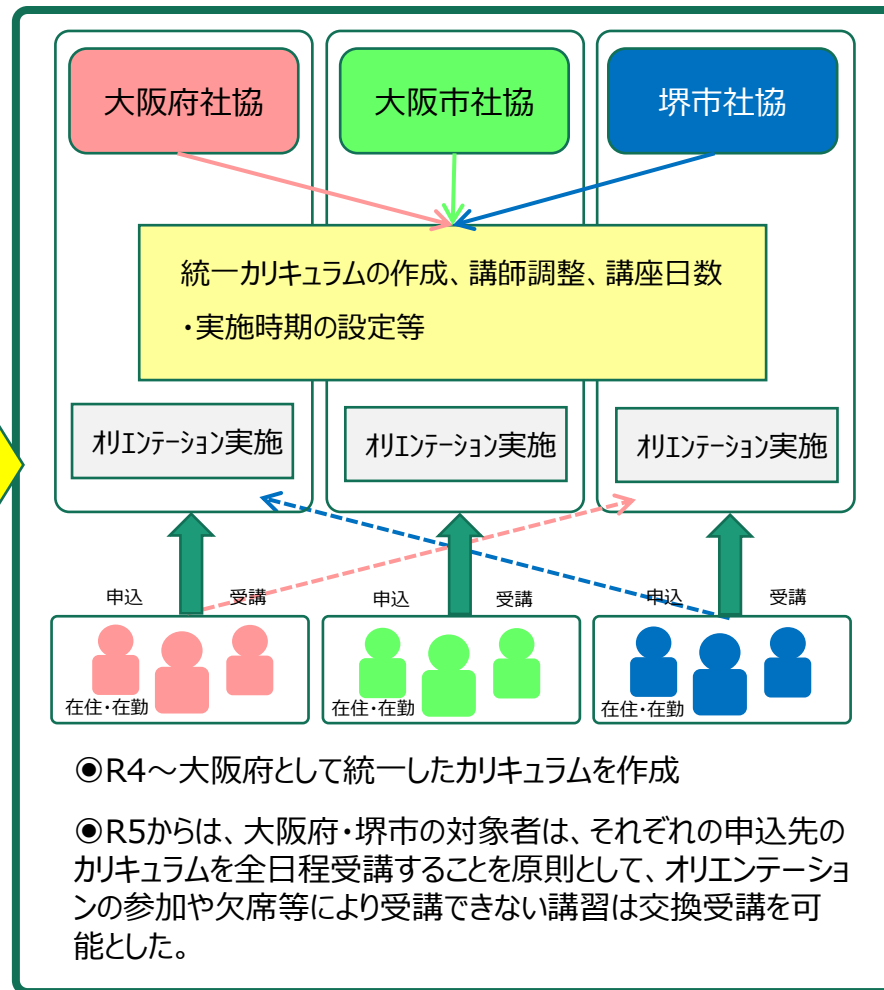
- 令和4年度からは、三士会（弁護士、司法書士、社会福祉士）の委員を交えて開催（年3回）
- 令和元年度において、それまで大阪府、大阪市、堺市の社協がそれぞれが独自のカリキュラムを作成していた市民後見人養成講座について、受講者の利便性や事務の効率化を図るための見直しを検討することが決定。その後、学識者や三士会を含めて検討を重ね、令和4年度から統一カリキュラムで実施

## 重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

ー市民後見人養成講座カリキュラム等の見直しー

【取組3)③】

R4～



## 重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

### —大阪家庭裁判所との意見交換会— 【取組1)①、取組3)③】

- ・市民後見人バンク登録を開始した平成26年度から継続的に実施（年1回開催）

#### 【目的】

市民後見人の養成や普及を主なテーマとして、行政や関係機関が抱える手続き上の課題についての情報共有や家裁からの情報提供の場とする。意見交換等を通じて連携強化を図り、成年後見制度の利用が必要な人へ適切な支援につなぐ

#### 【参加者】

- ・大阪家庭裁判所堺支部（裁判官、書記官等）
- ・大阪家庭裁判所堺支部の管轄市（富田林市、河内長野市、羽曳野市、大阪狭山市）
- ・大阪府、大阪府社協
- ・堺市市民後見推進事業企画委員（学識者、弁護士、司法書士、社会福祉士）
- ・堺市、堺市権利擁護サポートセンター

#### 【これまでのテーマ】

- ・家裁による適切な後見人等の選任・交代の推進
- ・後見人辞任、選任申立時の積極的な市民後見人選任の検討
- ・死後事務のスキームについて など





## 重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

### －日常生活自立支援事業－ 【取組3)⑤】

・堺市社会福祉協議会では、平成12年10月から実施（社会福祉法第81条）

#### 【目的】

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方々が、自立して地域生活を営むことができるように、福祉サービスの利用手続きの援助や、日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度（社会福祉法第2条第3項）

#### 【利用条件】

- ・堺市内で生活し、認知症や知的障害、精神障害のある方で、福祉サービスを利用するための手続きがよくわからなかったり、日常の金銭管理がひとりでは不安な方
- ・社会福祉協議会と交わす契約書に定めるサービスの内容についての理解と契約の意思が確認できる方

#### 【事業の内容】

- ・福祉サービスの利用援助（福祉サービス利用の開始や中止にかかる手続きや助言、苦情解決制度の利用支援など）
- ・日常的な金銭管理サービス（公共料金の支払い手続き、日常生活費についての助言、預貯金の出し入れの手続きなど）
- ・書類等預かりサービス（年金証書、預金通帳、実印・銀行印、保険証書、権利証、契約書類など）

#### 【利用料金】

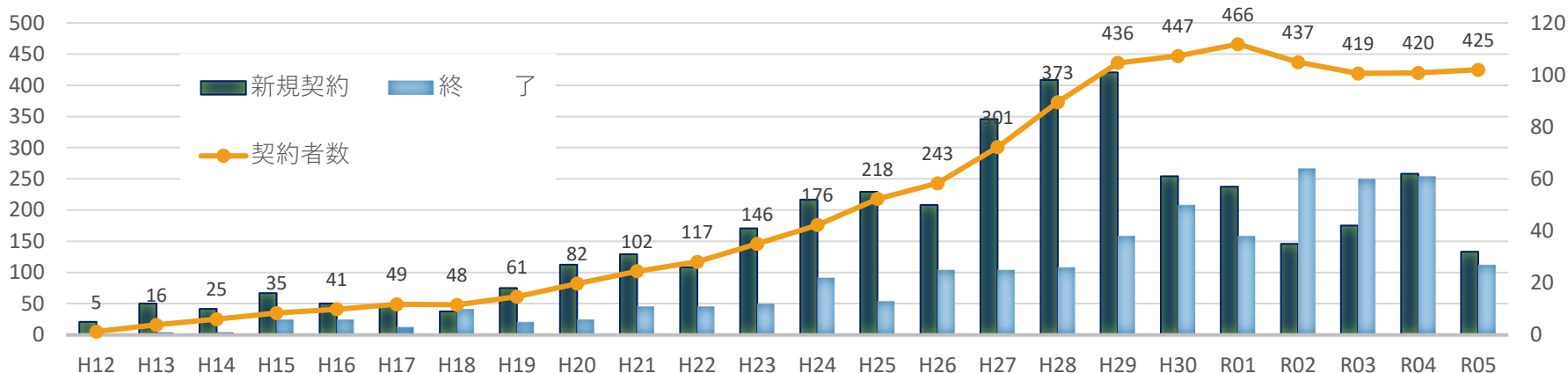
- ・日常的な金銭管理サービス 1,000円／回
- ・書類等預かりサービス（貸金庫利用料） 7,200円／年（月額600円）

## 重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

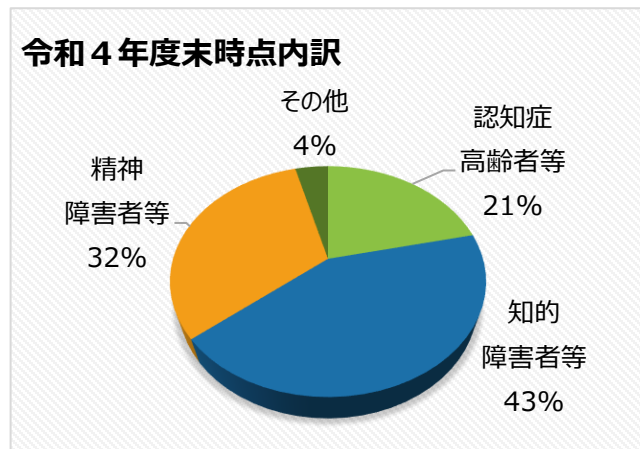
—日常生活自立支援事業—

【取組3)⑤】

・利用者（契約件数）の推移



契約件数内訳	H30	R1	R2	R3	R4	R5※
認知症高齢者等	13	5	23	23	13	9
知的障害者等	185	183	174	179	179	182
精神障害者等	138	149	148	136	134	138
その他	5	9	10	14	17	19
うち、生活保護受給者(割合%)	330 (74)	347 (74)	325 (74)	305 (73)	300 (71)	295 (69)



## 重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

### —今後の課題・取組—

◎ 権利擁護サポートセンターの機能と体制の充実【取組1)②、取組3)②・③】

- ・地域での相談支援の充実と連携の強化
- ・親族後見人への支援
- ・法人後見の促進

◎ 効果的な啓発・広報【取組3)①】